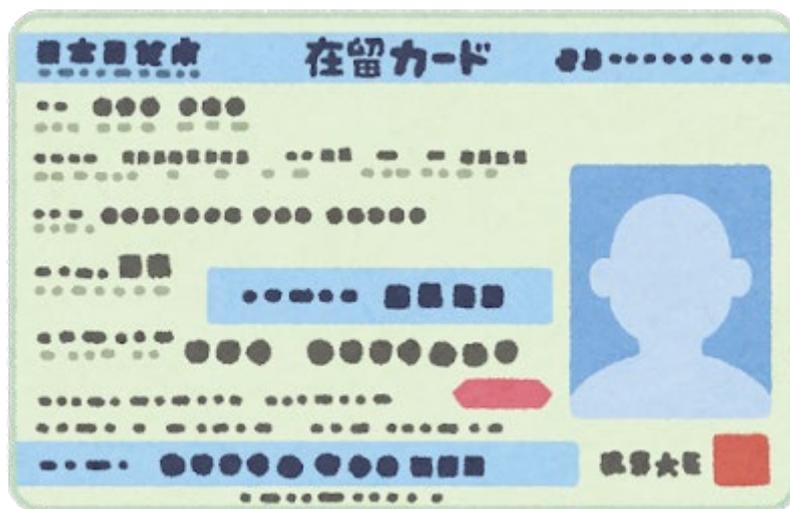


# 研修テキスト 在留資格申請実務 ガイダンス (永住許可申請)



神奈川県行政書士会

## 目次

	ページ
第1章 永住許可申請 _____	1
第1節 永住許可申請とは _____	1
① 永住許可申請の流れ _____	1
② 永住許可申請の法律上の要件 _____	2
③ 用語の意味 _____	3
④ 法律上の要件に関する特例 _____	5
⑤ 在留資格取得による永住許可 _____	7
⑥ 永住者からの在留資格変更 _____	7
⑦ 永住許可申請資料収集の留意点 _____	7
⑧ 永住許可申請の注意点 _____	9
⑨ 永住許可後の注意点 _____	10
第2節 永住許可申請書の書き方 _____	11
① 永住許可申請書 _____	11
② 身元保証書 _____	11
③ 了解書 _____	11
第2章 その他参考情報等 _____	12
① 永住許可申請書 _____	12
② 身元保証書 _____	14
③ 了解書 _____	15
④ 質問書 _____	16
⑤ 資料転用願出書 _____	17
⑥ 報酬額統計表 _____	17
⑦ 契約書に記載する事項 _____	18

(本テキストは、2024.01.01現在の法令に基づいて作成している。)

# 第1章 永住許可申請

## 第1節 永住許可申請とは

永住許可は、在留資格を有する外国人が「永住者」への在留資格の変更を希望する場合に、法務大臣が与える許可であり、在留資格変更許可の一種と言える。永住許可を受けた外国人は、「永住者」の在留資格により我が国に在留することになる。

「永住者」の在留資格は、出入国管理及び難民認定法（以下、「法」という。）別表第二の項の下欄において、「法務大臣が永住を認める者」と規定されているもので、その後の生涯を本邦に生活の本拠をおいて過ごす者が想定されるが、近時高度人材等政策的に我が国への入国・在留を促進すべき外国人へのインセンティブとして、永住許可をすることも行われている。

在留資格「永住者」は、在留活動、在留期間のいずれも制限されないという点で、他の在留資格と比べて大幅に在留管理が緩和される。このため、永住許可については、通常の在留資格の変更よりも慎重に審査する必要があることから、一般の在留資格の変更許可手続とは独立した規定が特に設けられている。

なお、入管特例法に規定する「特別永住者」は、法第2条の2第1項に定める「他の法律に特別に規定がある場合」に該当し、入管法別表第二所定の「法務大臣が永住を認める者」には当たらない。

永住許可の基本的な考え方は、「相当期間日本に在留した間の在留状況に問題がなく、将来にわたってその在留に問題がないことが想定される」ことである。これに関し、何をもって「問題がなく」と見るかについて、それが具体的な要件となる。

### ① 永住許可申請の流れ

#### 1. 申請時期

現在の在留資格からの変更を希望する者にあつては在留期間の満了する日以前  
出生等により取得を希望する者にあつては出生その他の事由発生後 30 日以内

#### 2. 永住許可申請書の入手

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-4.html>

#### 3. 在留資格における日本での活動内容に応じた資料の準備

申請人の在留資格や身分・地位によって異なる。

申請人が、日本人の配偶者、永住者の配偶者、特別永住者の配偶者又はその実子等である場合

[https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/zairyu\\_eijyu01.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/zairyu_eijyu01.html)

申請人が、「定住者」の在留資格である場合

[https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/zairyu\\_eijyu02.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/zairyu_eijyu02.html)

申請人が、就労関係の在留資格（「技術・人文知識・国際業務」、「技能」など）及び「家族滞在」の在留資格である場合

[https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/zairyu\\_eijyu03.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/zairyu_eijyu03.html)

申請人が、「高度人材外国人」であるとして永住許可申請を行う場合

※ 「高度人材外国人」とは、法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める

省令に規定するポイント計算（以下「ポイント計算」という。）を行った場合に 70 点以上を有している外国人のことを指す。

[https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri07\\_00131.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri07_00131.html)

#### 4. 管轄の出入国在留管理局の窓口で申請

申請人の住居地を管轄する地方出入国在留管理官署へ申請する。

2024 年 1 月 1 日現在、永住許可申請はオンライン申請の対象外である。

申請書類に不備がなければ申請が受理され、申請が受理された日付や申請番号が付与された申請受付票が渡される。

※申請番号は、申請後に出入国在留管理局との連絡に利用するため、受付票は保管しておく。

#### 5. 標準審査期間は 4 か月となっているが、審査内容や時期によっても異なり、1 年を超える場合もある。また、審査の過程で、入管から「資料提出通知書」が送付されることがある。この通知書は、審査の過程で、申請時に提出した資料では足りず、別途資料が必要と出入国在留管理局が判断した際に追加提出を要請する書面で、必要とされる書類と提出期日（概ね 2 週間程度）が記されている。提出しないことも申請人の任意であるが、この場合、申請時に提出した書類のみで許可又は不許可が判断される。なお、当該資料の準備に時間を要するなど提出期限に間に合わない場合は、その旨の説明と提出期日の目安を申し出ることによって提出期限を延長することが可能である。

取得永住許可申請の場合の審査期間は、入管法第 22 条の 2 第 1 項に規定する期間（出生その他の事由が生じた日から 60 日）以内である。

#### 6. 審査結果の通知

原則として許可の場合、通知書はがきが送られてくる。通知書には、結果をお知らせするため、○月○日までに下記のものを持参の上来庁されたい旨の文言と収入印紙 8,000 円分等の持参書類の記載がある。ただし、「永住者」の在留カードを受領するまで正式な許可は出ていないことに留意する。通知書と必要書類を入管に持参のうえ、「永住者」の在留カードの受領をもって永住許可申請手続は終了する。

不許可の場合は封書にて不許可通知書が送られてくる。不許可の場合、その理由を出入国在留管理局に出向き確認することができる。不許可通知書には定型文的な理由しか記載されていないが、入管の不許可理由を聞きに行くと、詳細な理由や再申請時期について知ることができる。

### ② 永住許可申請の法律上の要件

#### ア 下記イ及びウ以外の者の要件

(ア) 素行が善良であること（以下「素行善良要件」という。）

(イ) 独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること（以下「独立生計要件」という。）

(ウ) 法務大臣が日本国の利益に合すると認めたこと（以下「国益要件」という。）

イ 日本人、永住者又は特別永住者の配偶者又は子  
国益要件

ウ 難民認定を受けた者

素行善良要件及び国益要件（法第 61 条の 2 の 11 参照）

### ③ 用語の意味

上記②の法律上の要件は、具体的に次のとおりである。

#### ア 素行善良要件

法律を遵守し日常生活においても住民として社会的に非難されることのない生活を営んでいること。

次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 日本国の法令に違反して、懲役、禁錮又は罰金に処せられたことがある者。ただし、以下のいずれかに該当する者である場合には、これに該当しないものとして扱われる。

- 刑の消滅の規定の適用を受ける者
- 執行猶予の言渡しを受けた場合で当該執行猶予の言渡しを取り消されることなく当該執行猶予の期間を経過した者
- 復権により資格が回復した者

#### 【参考】刑の消滅（刑法第34条の2）

① 禁錮以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者が罰金以上の刑に処せられないで10年を経過したときは、刑の言渡しは、効力を失う。罰金以下の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者が罰金以上の刑に処せられないで5年を経過したときも、同様とする。

② 刑の免除の言渡しを受けた者が、その言渡しが確定した後、罰金以上の刑に処せられないで2年を経過したときは、刑の免除の言渡しは、効力を失う。

(イ) 少年法による保護処分（少年法第24条第1項第1号又は第3号）が継続中の者。

#### 【参考】保護処分の決定（少年法第24条）

家庭裁判所は、前条の場合を除いて、審判を開始した事件につき、決定をもって、次に掲げる保護処分をしなければならない。ただし、決定の時に14歳に満たない少年に係る事件については、特に必要と認める場合に限り、第3号の保護処分をすることができる。

- ① 保護観察所の保護観察に付すること。
- ② 略
- ③ 少年院に送致すること。

(ウ) 日常生活又は社会生活において、違法行為又は風紀を乱す行為を繰り返し行う等素行善良と認められない特段の事情がある者。

#### イ 独立生計要件

日常生活において公共の負担となっておらず、かつ、その者の職業又はその者の有する資産若しくは技能等から見て将来において安定した生活が見込まれることをいう。

すなわち、生活保護を受給しておらず、現在及び将来においていわゆる「自活」をすることが可能と認められる必要がある。

独立生計要件は、必ずしも申請人自身が具備している必要はなく、申請人が配偶者等とも

に構成する世帯単位で見た場合に安定した生活を続けることができると認められる場合には、これに適合するものとして扱われる。また、必ずしも収入のみで判断することなく、世帯単位において預貯金、不動産等の一定の資産を有している場合には、これに適合するものとして扱われる。

確認対象期間は、申請時の直近5年とする。ただし、以下に該当する者については、それぞれに定めるところとする。

(ア) 確認対象期間を申請時の直近1年間とする者

- 高度専門職省令に規定するポイント計算を行った場合に80点以上の点数を有している者であって、次のいずれかに該当するもの
  - ・ 「高度人材外国人」として1年以上継続して本邦に在留していること
  - ・ 1年以上継続して本邦に在留している者で、永住許可申請日から1年前の時点を基準として高度専門職省令に規定するポイント計算を行った場合に80点以上の点数を有していたことが認められること

(イ) 確認対象期間を申請時の直近3年間とする者

- 構造改革特別区域(以下「特区」という。)内において当該特区の特定事業等に従事し、当該事業において我が国への貢献があると認められる者
- 地域再生計画において明示された同計画の区域内に所在する公私の機関において、特定活動告示36号又は37号のいずれかに該当する活動を行い、当該活動によって我が国への貢献があると認められる者
- 高度専門職省令に規定するポイント計算を行った場合に70点以上の点数を有している者であって、次のいずれかに該当するもの
  - ・ 「高度人材外国人」として3年以上継続して本邦に在留していること
  - ・ 3年以上継続して本邦に在留している者で、永住許可申請日から3年前の時点を基準として高度専門職省令に規定するポイント計算を行った場合に70点以上の点数を有していたことが認められること

ウ 国益要件

次の(ア)から(オ)までのいずれにも適合する者であること。

(ア) 長期間にわたり我が国社会の構成員として居住していると認められること

- ① 引き続き10年以上本邦に在留していること。ただし、この10年以上の期間のうち就労資格(在留資格「技能実習」及び「特定技能1号」を除く。)又は居住資格をもって引き続き5年以上本邦に在留していることを要する(以下「本邦在留要件」という。)

(注) 永住許可申請の直近5年間において、就労資格又は居住資格により引き続き本邦に在留していることが必要である。永住許可申請の直近5年間を就労資格及び居住資格の両方の在留資格で在留している場合は、当該在留資格による在留期間を合計した期間で評価する。

- ② 現に有している在留資格について、法施行規則別表第二に規定されている最長の在留期間をもって在留していること。

(注1) 当面、在留期間「3年」を有する場合は、「最長の在留期間をもって在留して

いる」ものとして取り扱われる。

(注 2) 経済連携協定 (EPA) 看護師候補者等として在留した期間は就労資格をもって在留している期間に含めないが、EPA 看護師等として在留した期間は就労資格をもって在留している期間に含める。

(イ) 公的義務 (納税、公的年金及び公的医療保険の保険料の納付並びに法に定める届出等の義務) を適正に履行していることを含め、法令を遵守していること。

(注 1) 地方税について

確認対象期間は上記イ独立生計要件に同じ。なお、日本人、永住者又は特別永住者の実子又は特別養子については申請時の直近 1 年間、日本人、永住者又は特別永住者の配偶者及び養子については申請時の直近 3 年間とする。

(注 2) 年金保険料 (国民年金及び厚生年金) について

確認対象期間は、申請時から直近 2 年間とする。ただし、上記イ (ア) 及び日本人、永住者又は特別永住者の実子又は特別養子に該当する者については直近 1 年間とする。

(注 3) 医療保険料 (健康保険、国民健康保険及び後期高齢者医療保険) について確認対象期間は上記 (注 2) に同じ。

(注 4) 申請人が健康保険及び厚生年金保険の適用事業所の事業主である場合

直近 2 年間のうち当該事業所で事業主である期間について、事業所における公的年金及び公的医療保険に加入し適正に納付していることの証明が必要。

(注 5) 届出等の義務について

入管法上の届出等の義務を適正に履行していること。

(ウ) 公衆衛生上の観点から有害となるおそれがないこと

(エ) 著しく公益を害する行為をするおそれがないと認められること

(オ) 公共の負担になっていないこと

① 入管法第 22 条第 2 項ただし書き又は第 61 条の 2 の 11 の適用を受けない者が、公共の負担となっている場合、独立生計要件を満たさないものと判断される。

② 入管法第 22 条第 2 項ただし書きの適用を受ける日本人、永住者又は特別永住者の配偶者及び子の場合、公共の負担となっていたとしても、「独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること」の要件に該当しないことをもって、永住許可の法律上の要件を満たさないとはできない。しかし、実務上は生活保護を受給している場合、独立生計要件を満たさないと判断される可能性が高い。

#### ④ 法律上の要件に関する特例

申請人が次の (1) から (10) までのいずれかに該当する場合は、それぞれに定めるところによる。

(1) 日本人、永住者及び特別永住者の配偶者、実子又は特別養子  
素行善良要件及び独立生計要件に適合することを要しない。

なお、本邦在留要件については、次のとおりとする。

ア 配偶者については、実体を伴った婚姻が 3 年以上継続し、かつ、引き続き 1 年以上

本邦に在留していること。

イ 実子又は特別養子については、引き続き1年以上本邦に在留していること。

(2) 日本人、永住者又は特別永住者の養子（特別養子を除く。）

素行善良要件及び独立生計要件に適合することを要しない。

(3) 難民の認定を受けている者

ア 独立生計要件に適合することを要しない。

イ 本邦在留要件については、引き続き5年以上本邦に在留していること足りる。

(4) インドシナ定住難民

本邦在留要件については、「定住者」の在留資格を付与された後、引き続き5年以上本邦に在留していることで足りる。

(5) 「定住者」の在留資格を有する者

本邦在留要件については、「定住者」の在留資格を付与された後、引き続き5年以上本邦に在留していることで足りる。「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」で在留していた者が配偶者との離婚又は死別により、告示外「定住者」の在留資格を有するようになった場合は、従前の在留資格を有していた期間も合算の上で引き続き5年以上本邦に在留していることで足りる。

(6) 構造改革特区（以下「特区」という。）内において当該特区の特定事業等に従事し、当該事業において我が国への貢献があると認められる者

本邦在留要件については、引き続き3年以上本邦において在留していることで足りる。

(7) 地域再生計画において明示された同計画の区域内に所在する公私の機関において、特定活動告示36号又は37号のいずれかに該当する活動を行い、当該活動によって我が国への貢献があると認められる者

本邦在留要件については、引き続き3年以上本邦において在留していることで足りる。

(8) 高度専門職省令に規定するポイント計算を行った場合に70点以上を有している者であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 「高度人材外国人」として3年以上継続して本邦に在留していること。

（注）この「高度人材外国人」とは、ポイント計算の結果70点以上の点数を有すると認められて在留している者が該当する。

イ 3年以上継続して本邦に在留している者で、永住許可申請日から3年前の時点を基準として高度専門職省令に規定するポイント計算を行った場合に70点以上の点数を有していたことが認められること。

(9) 高度専門職省令に規定するポイント計算を行った場合に80点以上を有している者であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 「高度人材外国人」として1年以上継続して本邦に在留していること。

（注）この「高度人材外国人」とは、ポイント計算の結果80点以上の点数を有すると認められて在留している者が該当する。

イ 1年以上継続して本邦に在留している者で、永住許可申請日から1年前の時点を基準として高度専門職省令に規定するポイント計算を行った場合に80点以上の点数を有していたことが認められること。

(10) 外交、社会、経済、文化等の分野における我が国への貢献があると認められる者

『我が国への貢献』に関するガイドライン」に該当する者の本邦在留要件については、引き続き5年以上本邦に在留していることで足りる。

我が国への貢献があると認められる者への永住許可のガイドライン（平成29年4月26日改定）

[https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyukan\\_nyukan36.html](https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyukan_nyukan36.html)

我が国への貢献による永住許可・不許可事例（平成18年1月1日現在）

[https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyukan\\_nyukan16.html](https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyukan_nyukan16.html)

永住許可申請の法律上の要件及び原則10年在留に関する特例については、永住許可に関するガイドライン（令和5年12月1日改訂）も参照されたい。

[https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyukan\\_nyukan50.html](https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyukan_nyukan50.html)

⑤ 在留資格取得による永住許可

申請人が次のいずれかに該当する者であること。

ア 永住者又は特別永住者の子として本邦で出生した者で、入管法第22条第2項本文ただし書に該当する者であるもの

イ 日本国籍を離脱した者で、入管法第22条第2項本文ただし書に該当する者であるもの

（注）取得永住許可申請については不許可が見込まれるものの、入管法別表第二所定のいずれかの在留資格につき取得許可が見込まれる場合には、取得永住許可申請と在留資格取得許可申請を併せて行うことも可能である。実務上、永住許可申請について不許可が見込まれるために在留資格取得許可申請のみを行う場合、その旨を理由書に記すことが求められることがある。取得による永住許可申請のみ行い不許可となった際、在留資格取得許可申請を行うことも可能である。その場合は在留資格取得許可申請書及び身元保証書（永住許可申請以外）の他には、原則として永住許可申請に使用した資料で足りる。

⑥ 永住者からの在留資格変更

「永住者」の希望により「永住者」から「高度専門職」等の在留資格への変更申請を行う場合、変更を希望する合理的な理由があり、かつ、許可要件に適合することを説明立証する必要がある。申請人には「永住者」から他の在留資格変更のメリット及びデメリットを十分説明の上で行う。

「永住者」について、在留資格取消事由（法22の4）により在留資格取消処分を行わない代わりに、在留資格を変更するよう入管からの指導を受けて「永住者」から他の在留資格への在留資格変更許可申請を行うことがある。

⑦ 永住許可申請資料収集の留意点

(1) 住民税納税証明書

住民税の納税証明書を発行できる年度は、地方税法施行令第六条の二十一第二項により、「法定納期限が法第二十条の十の規定により請求する日の三年前の日の属する会計年度前の会計年度に係る地方団体の徴収金」と定められている。そのため、市区町村によっては直近5年

分を請求しても直近 4 年分しか発行されない場合がある。その場合は、申請理由書等によりその旨を説明すると良い。

## (2) 国税納税証明書

国税納税証明書（その 3）は、証明を受けようとする税目について、証明日現在において未納がないことを証明するものである。申請人の住居地を管轄する税務署への直接請求・郵送請求の他、e-Tax を利用したオンライン請求も可能である。

国税庁：納税証明書の交付請求手続

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>

## (3) 公的年金及び公的医療保険の保険料の納付状況を証明する資料

「ねんきん定期便」（全期間の年金記録情報が表示されているもの）は、日本年金機構から 35、45、59 歳の誕生月に送られる封書である。毎年送られるはがきではないことに注意する。「ねんきん定期便」を年金機構から取り寄せるために 2 か月程度必要である。

【問合せ先電話番号】ねんきん定期便・ねんきんネット専用番号：0570-058-555（ナビダイヤル）050 で始まる電話でかける場合：03-6700-1144

ねんきんネットの「各月の年金記録」は、最初に日本年金機構のホームページ（以下の URL を参照）から、ねんきんネットに登録が必要である。なお、登録手続には最大 5 営業日程度かかる場合がある。日本語のみ対応。

[https://www.nenkin.go.jp/n\\_net/index.html](https://www.nenkin.go.jp/n_net/index.html)

国民年金保険料領収証書（写し）は、証明期間に国民年金に加入していた期間分必要である。しかし、実際には既に領収証書を廃棄している申請人及び扶養者も多い。これらに代わる証明書として、年金事務所において「被保険者記録照会回答票」、国民年金被保険者であった期間がある場合は、加えて「被保険者記録照会（納付Ⅰ）」「被保険者記録照会（納付Ⅱ）」を取得し入管に提出することが可能である。申請人の住居地に関係なく全国どこの年金事務所においても取得可能である。

申請人及び扶養者が国民健康保険被保険者の場合、国民健康保険料（税）領収証書（写し）が必要である。申請人及び扶養者が領収証書を廃棄していた場合は、その旨を申請理由書等で説明する。証明期間に未納及び納期限の遅滞がある場合は不許可の可能性が高い。

申請人が在留資格「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」を保有する者であっても、申請人が申請時に社会保険適用事業所の事業主である場合、当該事業所で事業主である期間について、事業所における公的年金及び公的医療保険の保険料に係る資料の提出が必要である。

なお、資料のうち、基礎年金番号、医療保険の保険者番号及び被保険者等記号・番号が記載さ

れている書類（写しを含む。）を提出する場合には、これらの番号の部分黒塗りにするなど、基礎年金番号、保険者番号及び被保険者等記号・番号を復元できない状態にした上で提出する。

#### （４）資料転用

申請人の過去の申請書類を転用したい場合、転用可能な資料については「資料転用願出書」に必要事項を記入し提出することにより省略可能である。

#### （５）取得永住許可申請の資料

「永住者」の子として本邦で出生した者の場合、「質問書」、出生届受理証明書の他、世帯としての国益要件を満たしていることが審査対象となるため、子の扶養者である両親が公的義務の履行などの法令を遵守していることの証明資料が必要である。子の旅券未取得の場合は「旅券が未取得である理由書」に必要事項を記入して提出する。

#### （６）身元保証人に関する資料

申請人が、日本人の配偶者、永住者の配偶者、特別永住者の配偶者のいずれかである場合は、通常申請人の配偶者が身元保証人となる。申請人が、日本人の実子（特別養子縁組を含む）、永住者の実子、特別永住者の実子のいずれかである場合は、通常申請人を扶養する親が身元保証人となる。これらの場合、身元保証人は申請人と同様の資料が必要である。

申請人が就労系の在留資格の場合、身元保証人は申請人の所属機関の関係者又は友人等で日本人又は「永住者」が望ましい。この場合、身元保証人の必要資料は本人確認できる資料のみで足りる。

### ⑧ 永住許可申請の注意点

#### （１）永住と帰化の違い

永住と帰化は似ている部分もあるが、全く異なる性質のもので申請先も結果も異なる。永住許可申請により永住者となるか、帰化許可申請により日本国籍となるか、個別に詳細に希望を聴取し、永住と帰化のそれぞれのメリットとデメリットを挙げ、十分理解した上で選択してもらう。なお、永住許可申請により永住者の在留資格を有するようになった後でも、帰化許可は可能である。

#### （２）永住許可申請前の在留歴の確認

永住許可申請の相談を受けた時には、依頼者の現在までの活動内容及び実態、犯罪歴（道路交通法違反含む）の有無等を詳細に確認する。現に有する在留資格に該当する活動を行っていることを確認する必要もある。現に有する在留資格に該当する活動を行っていないことが判明した場合は、在留資格取消対象となる可能性があることを伝える。

#### （３）永住許可申請前の長期出国の確認

依頼者が有する在留期間の半分以上の期間を海外で生活している場合、日本に生活基盤がない可能性があるとして不許可となる可能性が高い。過去の出国期間、出国理由、家族の状況（子

が日本の学校に通学している等)、資産状況(日本に自己所有の不動産があり持ち家として使用している等)、日本における今後の活動予定等を丁寧に確認する。

(4) 永住許可申請中に在留期限を迎える場合

在留資格の変更による永住許可申請については、他の在留資格変更許可申請と異なり、在留期間の特例の適用はなく、また、現に有する在留期間が経過した場合は、住民基本台帳から抹消される扱いとなる。そのため、永住許可申請中に在留期限を迎える場合は必ず在留期限前に在留期間更新許可申請が必要である。

(5) 永住許可申請中の長期出国

永住許可申請後、概ね3か月以上出国する場合は、出国理由を確認し理由書等により説明立証することが望ましい。出国理由が本国の家族の病気や介護、海外出張等のやむを得ない理由であり、日本に生活拠点があることを説明立証することにより許可の可能性が上がる。

(6) 永住許可申請不許可の場合の対応

不許可の場合、なるべく申請人本人と入管に不許可理由を直接確認に行く。取次者のみで確認可能であるが、申請人本人が入管審査官から説明を受けることで、正確な認識を共有することができる。不許可理由を正確に把握し、それを元に再申請に必要な要件及び再申請時期について検討する。

なお、不許可理由が確認対象期間の納税または保険料の未納であった場合、未納分を追納し再申請しても、期限後納付という事実が分かるだけで国益要件が治癒したとは評価されない。当該再申請時から算出された新たな確認対象期間において公的義務が適正に履行されていることが必要である。

⑨ 永住許可後の注意点

(1) 在留カードの有効期間更新

「永住者」の在留資格を付与され在留期限が無期限となっても、7年毎に在留カードの有効期間更新申請が必要である。ただし「永住者」が16歳未満で、2023年10月31日以前に交付された在留カードを保有する場合は16歳の誕生日まで、2023年11月1日以降に交付された在留カードを保有する場合は16歳の誕生日の前日までが在留カードの有効期間である。いずれも在留カード券面上に有効期間が表示されている。また、入管から本人の住居地に在留カードの有効期間更新手続を知らせるはがきが郵送される。在留カードの有効期間更新は、現に有する在留カードの有効期間の満了日の2か月前から有効期間満了日までの間に、住居地を管轄する地方出入国在留管理官署へ行う。原則として即日新たな在留カードが交付される。申請期間を経過してから在留カードの有効期間更新を行う場合は、理由書の記載が求められることがある。

(2) 永住者の再入国許可

「永住者」となった後でも、再入国許可(みなし再入国許可を含む。)を取得せずに出国した場合の他、出国後に再入国許可の期限が超過した場合は「永住者」の在留資格を喪失するため、

長期出国には注意が必要である。なお、前述の事由が生じた場合には、本邦への上陸時に一旦「短期滞在」が付与され、「定住者」等の在留資格変更許可申請を行うことがある。

### (3) 永住者の在留資格取消・退去強制

「永住者」となった後も、法第 22 条の 4 第 1 項各号の在留資格取消事由に該当する場合は、在留資格取消手続の対象となる。同様に「永住者」となった後も、法第 24 条の退去強制事由に該当する場合は、退去強制手続の対象となる。

## 第 2 節 永住許可申請書の書き方

### ① 永住許可申請書

申請書は 2 ページから構成される。全ての項目について記入漏れのないよう注意する。申請人が 16 歳未満の場合には写真は不要である。取得による永住許可申請に場合も、永住許可申請書を使用する。

### ② 身元保証書

身元保証書は必ず永住許可申請用を使用する。身元保証人の氏名は「自筆」となっていることに注意する。

### ③ 了解書

多言語対応しているため、可能な限り申請人が最も理解できる言語版を使用する。実際に、了解書記載の出来事が生じた場合はすぐに連絡するように伝える。了解書記載の出来事が生じた場合に入管に連絡しなかった場合のデメリットも伝える。

## 第2章 その他参考情報等

### ① 永住許可申請書 その1

別記第三十四号様式(第二十二条, 第二十五条関係)  
その1 (永住)

日本国政府法務省  
Ministry of Justice, Government of Japan

	年 Year	月 Month	日 Day		年 Year	月 Month	日 Day		
<p>永住許可申請書 APPLICATION FOR PERMANENT RESIDENCE</p>									
<p>法務大臣殿 To the Minister of Justice</p> <p>出入国管理及び難民認定法第22条第1項(第22条の2第4項(第22条の3において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり永住許可を申請します。 Pursuant to the provisions of Paragraph 1 of Article 22 (including the cases where the same shall apply mutatis mutandis under Paragraph 4 of Article 22-2 and including the cases where the same shall apply mutatis mutandis under Article 22-3) of the Immigration Control and Refugee Recognition Act, I hereby apply for Permanent Resident.</p>								<p>写真 Photo 40mm × 30mm</p>	
1 国籍・地域 Nationality/Region				2 生年月日 Date of birth	年 Year	月 Month	日 Day		
3 氏名 Name	Family name				Given name				
4 性別 Sex	男・女 Male/Female	5 出生地 Place of birth				6 配偶者の有無 Marital status	有・無 Married / Single		
7 職業 Occupation				8 本国における居住地 Home town / city					
9 住居地 Address in Japan									
	電話番号 Telephone No.			携帯電話番号 Cellular Phone No.					
10 旅券(1)番号 Passport Number				(2)有効期限 Date of expiration	年 Year	月 Month	日 Day		
11 現に有する在留資格 Status of residence				在留期間 Period of stay					
	在留期間の満了日 Date of expiration			年 Year	月 Month	日 Day			
12 在留カード番号 Residence card number									
13 犯罪を理由とする処分を受けたことの有無(日本国外におけるものを含む。) Criminal record (in Japan / overseas)	有(具体的内容 Yes (Detail: _____))			無 ) / No					
14 永住許可を申請する理由 Reason for applying for Permanent Resident									
15 上記と異なる国籍・地域、氏名、生年月日による出入国の有無 Past entry into/departure from Japan with nationality/region, name and date of birth different from above-mentioned				有・無 Yes / No					
(上記で『有』を選択した場合) (Fill in the followings when your answer is "Yes")									
その時の国籍・地域 The then Nationality/Region _____									
氏名 The then name		生年月日 The then date of birth			年 Year	月 Month	日 Day		
直近の入国年月日 The latest date of entry		年 Year	月 Month	日 Day					
直近の出国年月日 The latest date of departure		年 Year	月 Month	日 Day					
16 経歴(今回の入国後の学歴・職歴、本欄で記入できない場合は別紙に記載) Personal history (when the space provided is not sufficient for your answer, write on a separate piece of paper and attach it to the application)									
年 Year	月 Month	経歴 Personal history			年 Year	月 Month	経歴 Personal history		
					今回入国後の滞在年数 Period of residence after new arrival		For	年 Year(s)	
					婚姻年月日 Date of marriage		年 Year	月 Month	日 Day
(注) 様式その2にも記入してください。 Note: Please fill in Form Part 2.									
※ 3.について、有効な旅券を所持する場合は、旅券の身分事項ページのとおり記載してください。 Regarding item 3, if you possess your valid passport, please fill in your name as shown in the passport.									

永住許可申請書 その2

その2 (永住)

日本国政府法務省

Part 2 (Permanent Residence)

Ministry of Justice, Government of Japan

17 主たる生計維持者 Main householder

(1)申請人との関係 Relationship with the applicant

本人 Self  夫 Husband  妻 Wife  父 Father  母 Mother  子 Child

その他 (Others)

(2)勤務先 Place of employment

名称 Name \_\_\_\_\_ 支店・事業所名 Name of Branch \_\_\_\_\_

所在地 Address \_\_\_\_\_ 電話番号 Telephone No. \_\_\_\_\_

(3)年 収 Annual income \_\_\_\_\_ 円 Yen

18 在日親族(父・母・配偶者・子・兄弟姉妹・祖父母・叔(伯)父・叔(伯)母など)及び同居者 Family in Japan (Father, Mother, Spouse, Son, Daughter, Brother, Sister, Grandparents, Uncle, Aunt or others) or co-residents

続柄 Relationship	氏名 Name	生年月日 Date of birth	国籍・地域 Nationality / Region	同居 Residing with applicant or not	勤務先・通学先 Place of employment / school	在留カード番号 特別永住者証明書番号 Residence card number Special Permanent Resident Certificate number
				はい/いいえ Yes / No		
				はい/いいえ Yes / No		
				はい/いいえ Yes / No		
				はい/いいえ Yes / No		
				はい/いいえ Yes / No		

19 在日身元保証人 Guarantor in Japan

(1)氏名 Name \_\_\_\_\_ (2)国籍・地域 Nationality/Region \_\_\_\_\_

(3)住所 Address \_\_\_\_\_

電話番号 Telephone No. \_\_\_\_\_ 携帯電話番号 Cellular Phone No. \_\_\_\_\_

(4)職業 Occupation \_\_\_\_\_

(5)申請人との関係 Relationship with the applicant

夫 Husband  妻 Wife  父 Father  母 Mother  子 Child

祖父 Grandfather  祖母 Grandmother  孫 Grandchild  養父 Foster father  養母 Foster mother

養子 Adopted child  配偶者の子 Child of spouse  雇用主 Employer  身元引受人 Guarantor  その他 (Others)

20 代理人(法定代理人による申請の場合に記入) Legal representative (in case of legal representative)

(1)氏名 Name \_\_\_\_\_ (2)本人との関係 Relationship with the applicant \_\_\_\_\_

(3)住所 Address \_\_\_\_\_

電話番号 Telephone No. \_\_\_\_\_ 携帯電話番号 Cellular Phone No. \_\_\_\_\_

以上の記載内容は事実と相違ありません。 I hereby declare that the statement given above is true and correct.

申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日 Signature of the applicant (legal representative) / Date of filing in this form

年 月 日  
Year Month Day

注意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。  
申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署すること。

Attention In cases where descriptions have changed after filling in this application form up until submission of this application, the applicant (legal representative) must correct the part concerned and sign their name.

The date of preparation of the application form must be written by the applicant (legal representative).

※ 取次者 Agent or other authorized person

(1)氏名 Name \_\_\_\_\_ (2)住所 Address \_\_\_\_\_

(3)所属機関等(親族等については、本人との関係) Organization to which the agent belongs (in case of a relative, relationship with the applicant) \_\_\_\_\_ 電話番号 Telephone No. \_\_\_\_\_

② 身元保証書（永住許可申請用）

（永住許可申請用）

身 元 保 証 書

.....年.....月.....日

法 務 大 臣 殿

国籍・地域 .....

氏 名 .....

記

私は上記の者の永住許可申請に当たり、本人が本邦に在留中、本邦の法令を遵守し、公的義務を適正に履行するため、必要な支援を行うことを保証いたします。

身元保証人

氏名（自筆） .....

住 所 .....Tel.....

職業（勤務先） .....Tel.....

国籍・地域（在留資格、期間） .....

被保証人との関係 .....

③ 了解書

了解書

法務大臣殿

私は、永住許可申請に際し、審査結果を受領するまでの間に以下の点について変更が生じた場合には、速やかに申請先の出入国在留管理局に連絡する必要があることを了解しました。

- 就労状況に変更があった場合  
例：・所属機関を退職したり転職した場合
- 家族状況に変更があった場合  
例：・配偶者と離婚した場合  
・同居していた家族と別居することになった場合  
・新たに誰かと同居することになった場合
- 税金、年金保険料及び医療保険料の納付状況について、申請時点から変更が生じた場合（滞納した場合等）
- 生活保護等の公的扶助を受けることとなった場合
- 刑罰法令違反により刑が確定した場合

注：事情の変更について連絡しないまま永住許可を受けたことが判明した場合、当該永住許可が取り消されることがあります。

年 月 日

申請者署名：

以下地方出入国在留管理局担当者記入欄.....

申請番号：\_\_\_\_\_

④ 質問書

別記第3号様式

質 問 書		
申請出生子の氏名 _____		
	申 請 人 の 父	申 請 人 の 母
氏 名		
国 籍 ・ 地 域		
生 年 月 日 ， 出 生 地		
住 居 地		
婚 姻	(イ) 婚姻届出 年 月 日 (ロ) 内縁	
旅 券 番 号		
上 陸 許 可 年 月 日		
在 留 カ ー ド 等 番 号		
在 留 資 格 ・ 期 間		
在 留 期 限		
そ の 他		
上記のとおり相違ありません。		
記載者の署名 _____		
年 月 日	(出生子との関係 )	

⑤ 資料転用願出書

(参考書式)

\_\_\_\_\_年 月 日

\_\_\_\_\_入国管理局長 殿

(申請人又は申請代理人署名)

願 出 書

月 日申請の(申請者氏名)の 申請に係る提出資料につきまして、年 月 日申請(申請番号 )において提出した資料のうち、(資料名)を今次申請の提出資料として転用していただくことを願ひ出ます。なお、当該資料の内容に変更・更新はなく、月 日現在における最新の資料であることを申し添えます。

また、上記の資料について、追完依頼があった場合には、速やかに提出することを約束します。

⑥ 報酬額統計表

日本行政書士会連合会 平成27年度報酬額統計調査(抜粋)

364 永住許可申請

<前回:222>

回答者	5万円 ~		10万円 ~		15万円 ~		20万円 ~		25万円 ~		30万円以上		平均	最小値	最大値	最頻値
	5万円未満	10万円未満	15万円未満	20万円未満	25万円未満	30万円未満										
129	8	23	52	27	13	1	5	131,527	20,000	450,000	100,000	19件				
100.0%	6.2%	17.8%	40.3%	20.9%	10.1%	0.8%	3.9%									

神奈川県行政書士会 令和2年報酬額統計集計表(抜粋)

75.永住許可申請(10年要件)

回答者	5万円未満	5万円~6万円 未満	6万円~7万円 未満	7万円~8万円 未満	8万円~9万円 未満	9万円~10万 円未満	10万円以上	平均値	最小値	最大値	最頻値	最頻値回答数
18	0	2	0	0	3	0	13	197,000	50,000	800,000	132,000	3

76.永住許可申請(高度ポイント)

回答者	5万円未満	5万円~6万円 未満	6万円~7万円 未満	7万円~8万円 未満	8万円~9万円 未満	9万円~10万 円未満	10万円以上	平均値	最小値	最大値	最頻値	最頻値回答数
9	0	1	0	0	1	0	7	114,000	55,000	165,000	132,000	3

77.永住許可申請(日本人の配偶者など)

回答者	5万円未満	5万円~6万円 未満	6万円~7万円 未満	7万円~8万円 未満	8万円~9万円 未満	9万円~10万 円未満	10万円以上	平均値	最小値	最大値	最頻値	最頻値回答数
17	1	1	1	0	4	0	10	127,000	25,000	330,000	132,000	4

## ⑦ 契約書に記載する事項

永住許可申請業務を受任する際には、委任契約書等を作成し契約を締結することが望ましい。委任契約書を作成する際には一般的な委任契約書に記載される内容の他、次の事項に注意し記載内容を検討するとよいと考える。

1. 業務の範囲（「永住許可申請1回分」等）
2. 報酬及び報酬の支払い時期
3. 依頼者が虚偽申告をしないことの誓約
4. 万が一虚偽申告があった場合の対応
5. 永住許可申請中に「了解書」該当事項が発生した場合の対応
6. キャンセル時の対応（返金の有無、資料返却等）
7. 申請が不許可となった場合の対応

以上